

令和3年度 会計年度任用職員の登録募集

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和3年4月以降に任用を予定している会計年度任用職員について登録の募集をします。

▶任用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日(原則) ※職種によって任用期間が異なります。

▶募集職種 一般事務員、保育士、管理栄養士、教育支援員など

▶勤務条件 報酬、勤務時間、勤務場所等は職種によって異なります。詳しくは募集案内をご覧ください。

▶選考方法 書類選考、面接など

▶申込期間 1月13日(水)～26日(火)

※申込期間を過ぎた場合でも登録の申込みは可能ですが、令和3年4月任用の選考については、申込期間内の登録者から優先して行います。

▶申込方法 募集案内で詳細を確認のうえ所定の申込書により総務課職員文書担当に提出(持参又は郵送(必着))してください。

※募集案内及び申込関係書類は、1月13日(水)から総務課職員文書担当窓口で配布及び町ホームページからダウンロードできます。

○会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日～翌年3月31日)で勤務する一般職の非常勤職員です。

新成人のみなさんへ 20歳になったら国民年金

問合せ 住民ほけん課 国民年金担当 ☎991-1870 なんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納め、老後や、病気やケガで障がいが残ったとき等にも安心して生活できるよう、社会全体で支えあう制度です。

【公的年金の種別】

第1号被保険者…学生、自営業者、農業者、無業者等で20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者…サラリーマン、公務員等 ※保険料は、厚生(共済)年金として給与から天引きされます。

第3号被保険者…サラリーマン、公務員等に扶養されている配偶者

※保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要です。

Q 保険料を払うのが経済的に大変です。どうすればいいですか？

A 次の免除・納付猶予制度をご利用ください。

◆20歳以上の学生さん対象「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準額以下の場合は、在学中の保険料が猶予される制度です。大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生が対象です。

◆免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

Q 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度とはどのようなものですか？

A 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間について国民年金の被保険者全体で支える制度が平成31年4月に施行されました。単胎の場合は出産月の前月から4か月間、多胎の場合は出産月の3か月前から6か月間が免除期間となります。この免除期間は老齢基礎年金の受給金額を計算するときに、保険料を納めた期間として計算されます。